○物品分類表

大分類	中分類	説明及び品目名
１．備　　品		備品は、その性質、形状を変えることなく比較的長期間使用に耐えるものであり、かつその取得単価（寄付、生産にかかるものは評価額）がおおむね３０，０００円以上の物品（ただし、性質は、消耗品に属するものでも標本陳列品等として保管するものを含む）
	１．机、椅子類	両袖・片袖机、脇机、テーブル、教卓、座卓、食卓、寝台、演台、教壇、記載台、調剤台、応接セット、その他台類等、長椅子、座椅子、車椅子、事務用椅子、カウンター、会議用椅子、ベンチ、折りたたみ椅子、その他の机・椅子類
	２．棚・箱類	書棚、食器棚、陳列棚、整理棚、書庫、ロッカー、金庫、図面保管庫、工具箱、決裁箱、投票箱、タンス、下駄箱、掃除用具箱、トランク、その他の棚・箱類
	３．事務、文具用器具類	パソコン、OA機器類、複写機、印刷機、裁断機、白・黒板、計算機、定規類、紙折機、行事板、パンチ、ナンバリング、その他の事務・文具用器具類
	４．測量、計測用器具類	側板、三脚、水平器、レベル、風速計、気圧計、質量計、雨量計、硬度計、ストップウォッチ、生体測定器、大型巻尺、公害測定器、ポール、流量計、その他の測量、計測用器具類
	５．理科用器具類	回路計、電圧計、電流計、検流計、顕微鏡、真空ポンプ、照度計、抵抗器、変圧計、その他の理科用器具類
	６．電気器具類	テレビ、アイロン、扇風機、掃除機、洗濯機、アンプ、マイク、スピーカー、マイクスタンド、電気スタンド、発電機、ビデオカメラ、照明器具、加湿器、その他の電気器具類
	７．公印類	職印、庁印、刻印、烙印、その他の公印類
	８．車輌類	自動車（特殊作業車を除く）、原動機付自転車、自転車、自動二輪車、その他の車輌類
	９．船舶類	ボート、ヨット、作業船、その他船舶類
	10．産業・土木機械器具類	ベルトコンベアー、ブルドーザー、グレーダー、トラクター、刈払機、噴霧機、除雪機、発動機、ショベル、塵介車、その他の産業・土木機器・農林建設機器類
	11．医療・保健衛生器具類	血圧計、煮沸消毒器、酸素ボンベ、救急カバン、吸引器、吸入器、レントゲン、酸素流量計、身長計、体重計、座高計、血圧計、担架,その他の医療・保健衛生器具類
	12．工具類	ジャッキ、コードリール、コンプレッサー、バーナー、チェンソー、電気ドリル、パイプレンチ、モンキースパナ、溶接機、工具セット、ハンマー、その他の工具類
	13．冷・暖房器具類	各種ストーブ、灯油タンク、パネルヒーター、ジェットヒーター、クーラー、その他の冷・暖房器具類
	14．厨房器具類	冷蔵庫、冷凍庫、炊飯器、レンジ、ガスコンロ、ガス台、蒸し器、食器洗浄器、流し台、蒸気釜、瞬間湯沸器、フライヤー、その他の厨房器具類
	15．楽器・娯楽器具類	箏楽器、打楽器、弦楽器、鍵盤楽器、碁盤、将棋盤、その他の楽器・娯楽器具類

大分類	中分類	説明及び品目名
1．備　　品	16．遊具・体育用具類	すべり台、飛び箱、平均台、積木、ジャングルジム、ブランコ、マット、トランポリン、その他の遊具・体育用具類
	17．寝具類	布団、毛布、マットレス、枕、ベット、その他の寝具類
	18．標本模型類	昆虫標本、地形模型、植物模型、人体骨格標本、地質構造模型、その他の標本模型類
	19．図書類	法例規集、図書館図書、図鑑、その他長期に保管を要する図書等
	20．雑具類	時計、スクリーン、歩行器、交通標識セット、暗幕、テント、双眼鏡、写真用具、無線機、脚立、置物、浴槽、風呂釜、スノーカート、カーペット、ブラインド、つい立て、消火器、消化ポンプ、物置、車庫、水中ポンプ、その他の雑具類及び介護用品類

大分類	中分類	説明及び品目名
2．生産物		生産品は、材料又は素品に対して器具、機械等を利用し労力を加えて生産した農産物、林産物、畜産物、水産物、鉱産物、工業・木工製品等をいう。
	1．生産品及び収穫物類	野菜類、苗、牧草、木炭、苗木、素材、鶏卵、養魚類、けい石、花こう岩、織物、机、椅子、バター等
3．動物		動物は、家畜、観賞用動物等をいう。
	1．動物類	牛、馬、豚、羊、犬、猫、兎、鶏、鳩、魚等
4．原材料		原材料は、工事又は生産のため消耗され又は築造物の構成部分となる材料をいう。
	1．原材料類	砂利、木材、鋼材、芝、釘、塗料、肥料、種子、セメント等
5．消耗品		消耗品は、一度の使用でその効力を失うもの及び備品の程度に至らない消耗器材をいう。
	1．消耗品類	上記以外の物品

備　考

1　物品はすべてこの分類表により整理すること。

2　消耗品に分類される品名でも骨董的価値を有するもの又は工芸美術品に類する物品は、「備品」として整理すること。

3　この分類表は、各種類に対する品名の例を示すものであるから本表中の品名に記載されていないものは、その例示品目に準じて整理すること。

4　付属品類は主たる物品の分類により整理すること。

○委託業務

大分類	中分類	説明及び品目名
６．委託部門（役務の提供）	１．清掃・警備業務	一般建物清掃、ビル清掃、道路清掃、貯水槽清掃、浄化槽清掃、常駐警備、機械警備、交通警備
	２．機械設備保守業務	電気設備、消防設備、ボイラー、エレベーター、空調設備、電話機、交換機、火災報知器、電算システム
	３．環境測定及び水質等検査業務	大気、土壌、騒音、ダイオキシン、飲料水、河川水、漏水、臨床検査
	４．電算処理業務	プログラミング、パンチサービス、マッピング、システム開発
	５．運送業務	スクールバス、引越し、荷物運送、ゴミ収集 廃棄物（一般・産業）収集運搬
	６．処分業務	廃棄物（一般・産業）処分
	７．広告・企画業務	新聞広告、テレビ広告、ラジオ広告、各種企画
	８．除雪業務	除雪、排雪
	９．草刈業務	草刈、樹木伐採・剪定害虫駆除
	10．テープ起こし業務	テープ起こし、会議録作成
	11．クリーニング	寝具・衣類
	12．派遣業務	人材派遣
	13．その他委託業務	「施設管理業務」（施設運営、保守、維持、点検等）、 「写真撮影等業務」（ビデオ制作、航空写真撮影等）、 「調理・配食業務」（給食等調理、配食等）、 「下水道管等カメラ調査・清掃業務」、 「水道メーター検針業務」、「不動産鑑定評価業務」、 「害虫等駆除業務」、「調査用務」、「アンケート調査等業務」、 その他業務